

徳島県告示第三百十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二第六項の規定により、令和三年四月一日次に掲げる者をふるさと徳島魅力創造発信事業に係る寄附金の指定代理納付者として指定したので、徳島県会計規則（昭和三十九年徳島県規則第二十三号）第十八条の五第一項の規定により告示する。

令和三年五月十四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

名称	主たる事務所の所在地	歳入を納付させる期間
株式会社トラストバンク	東京都渋谷区渋谷二丁目二四番一二号	令和三年四月一日から 令和四年三月三十一日まで
阿波銀カード株式会社	徳島市西船場町二丁目二番地	同
株式会社DGフィナンシャルテクノロジー	東京都渋谷区恵比寿南二丁目五番七号	同